

大の懸案となっていた貨物運賃等級制度の抜本的改正を行い、ようやくここに貨物運送制度近代化への第一歩を踏み出すこととなった。この改正においてつぎの事項が実施された ① 軽量減トン制度の復活 ② 列車指定割増の引下げ ③ 冷蔵車等使用割増、急送品割増の新設 ④ 貨率地帯の細分化 ⑤ トン抜制度の復活 ⑥ かつ大割増の細分化等。

昭和32・4鉄道運賃1割3分の値上げを行うとともに、特別小口扱の代りに宅扱を設け集貨をも行うこととし、トン扱を小口扱に併合し、青森・函館間の貨物営業キロ程450kmを300kmに、北海道における国鉄自動車線の車扱貨物運賃計算キロ程を、他の地域と同様に貨物営業キロ程の2倍とした。また従来試行中であった大形コンテナの取扱方も定められた。(関根昇一)

かもつうんそうもうしこみうけつけ 貨物運送申込受付

駅で貨物の運送申込を受付けることをいう。

1 受付時間 国鉄の場合は駅にこれを掲示することとし、現行は8時から16時までとなっている。これによりがたい場合は、駅長は鉄道管理局長の承認を受けて変更することがある。もちろんこの時間外でもべつに支障がなければその申込に応じようになっている。

2 運送の申込 荷送人が貨物の運送の申込をすることで、国鉄の場合その方法は、つぎのとおりである。

(1) 車扱貨物 貨物託送の際国鉄の定める様式の貨物運送状を提出すること。(2) 宅扱貨物・小口扱貨物 貨物託送の際貨物運送状の記入事項(貨物の実重量を除く)その他を申告しおよび請求すること。

3 貨物運送状 貨物の運送申込に当って荷送人が申込の証として駅に提出するもので、その様式は国鉄の場合一定したものゝを定め、その提出は原則として車扱貨物にかぎられている。貨物運送状に荷送人が記入すべき事項はつぎのとおりである。

(1) 発駅・着駅および着駅所属線名、荷送人、荷受人、貨物の品名および荷造り、個数、実重量、運賃料金支払方法、扱種別、代金引換の取扱を請求するときは引換代金額、申込年月日 (2) 運賃の割増をする貨物にあっては運賃割増の基礎 (3) 運賃料金計算上または貨物取扱上必要があるときは貨物の性質 (4) 貨物引換証または船荷証券の発行を請求するときはその旨 (5) 貨物運送状または貨物通知書の謄本の交付を請求するときはその旨 (6) 要償額の表示をする貨物または貨物引換証もしくは船荷証券の発行を請求する貨物で、価額の表示を必要とするものにはその金額 (7) 貴重品にあってはその価額 (8) 橋はかりを使用したいときはその旨 (9) 列車・連絡船または運送経路を指定するときはその指定 (10) 引渡証明の請求をするときはその旨 (11) 付添人を付けるときはその人数 (12) 専用線発または着のときはその専用線名 (13) 自動車線発車扱貨物の集貨先が荷送人の住所と異なるものにはその集貨先 (14) 自動車線発または着の車扱貨物に対し集貨または配達を請求するものはその旨 (15) 火薬または爆薬にあっては品目別の中味重量、火工品にあっては品目別の中味個数、導爆線にあっては長さおよび原料である火薬・爆薬別の中味重量 (16) 免責特約があるときは免責特約条件 (17) 貨物に破損その他の異状があるときはその現状 (18) その他貨物の運送についてとくに必要とする事項。(重森直樹)

かもつうんちんのけいさん 貨物運賃の計算 運送契約成立後個々の運送条件に合致すべき運賃を算出することをいう。

鉄道のように多数の荷主を相手とししかも公共性を有する機関にあっては、荷主とそのつど運送契約の内容を定めることは

事務的にも、また公正を期する上からいっても妥当ではない。そこで運送契約の内容を鉄道側において規定し、この運送契約の内容にしたがって運送契約を締結するか否かを利用者側に任せるいわゆる付従契約となっている。したがって運賃も表定貨率制度が採用され、すべての貨物に対して平等に適用される。

貨物運賃は1口ごとにつぎの順序によって計算される。

1 扱種別 扱種別は荷主の選択によって決定されるのが原則であるが、貨物の性質・形状・数量または運送条件等にもとづき適当な扱種別を決定しなければならない。

2 貨物等級または貨率種別 運送の対象となる貨物が、車扱にあっては何等級に属するか、貨物等級の定めのないその他の扱種別にあっては貨率の割増、普通または特別のいずれの貨率を適用するかを検定する。

3 運賃計算キロ程 運送距離を貨物営業キロ程表によって計算する。

4 適用条件 貨物貨率表によって等級、貨率種別、運送キロ程に対する適用貨率を求める。

5 運賃額 前各号によって見出した貨率に運賃計算重量を乗じて運賃額を計算する。この場合貨率の割引のあるものにあつては、あらかじめ貨率に割引率を乗じたものにより、また列車指定割増、かつ大割増等があるときはこれを割増する。

6 運賃の決定 前号により算出した金額が、最低運賃の適用を受けるかいかを検定し、最後に端数整理する。(関根昇一)
かもつうんちんのわりまし 貨物運賃の割増 かつ大貨物、特殊貨車使用貨物のように特定の貨物を運送する場合、一般運賃のほかとくに収受する運賃の割増をいい、これにはつぎのような種類がある。

1 かつ大品割増 1個の重量または容積が著しく大きい貨物に対しては、積卸作業・輸送手配等に特別な注意を払わなければならないので、これらの貨物に対しては、つぎのような割増を行うことになっている。

(1) 小口扱貨物

ア 1個の長さ4.5m、重量300kgまたは容積1.5m³をこえるもの3割増

イ 1個の長さ6m、重量1tまたは容積3m³をこえるもの5割増

(2) 車扱貨物

ア 貨物の幅または高さが貨物運送規則第24条に定めてある容積の積載制限をこえるが、貨物積載限界図(*貨物積載限界)の範囲内にあるもの1割増

イ 貨物の幅または高さが貨物積載限界図の範囲をこえるもの3割増

ウ 大物車に積載された貨物であつて、幅が車体の外方に突出し、高さが軌条面より貨車中部において3.9m、両側において3.5mを超過し、またはその底部が側りょう上面から下方に突出するもの3割増

エ 1個の長さ18m、重量15tまたは容積40m³をこえるもの5割増

オ 1個の重量30tまたは容積60m³をこえるもの10割増

2 急送品割増 腐敗変質しやすい貨物の輸送に対しては、急送するために特別な手配を必要とするので、つぎにかかげる貨物の車扱運賃を計算する場合は、自動車線区間を除いて、1口ごとに計算した金額の5割増をすることになっている。これを急送車扱貨物の割増とも称する。ただしつぎの場合はこれを適用しない。

(1) 列車または連絡船指定の請求に応じた場合 (2) 貨物を